

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
 会長 松田 峻一良
 (公 印 省 略)

福岡県乳幼児医療費支給制度の改正について

本県においては、乳幼児医療費支給制度を平成 28 年 10 月より、下記のとおり対象年齢の拡大等の制度の見直しが行われることとなっており、今般、福岡県福祉労働部児童家庭課より通知がありました。

詳細につきましては、別添別紙をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本県の制度改正に伴い、多くの市町村で 10 月までに制度の拡充が行われる予定となっており、今後、各市町村の制度が改正され次第、同課よりとりまとめの上、改めて情報提供していただきますことを申し添えます。

記

【制度の改正内容】(平成 28 年 10 月～)

(現行制度：乳幼児医療費支給制度)

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
3 歳未満	なし		
3 歳以上 就学前	500 円／日 (月 7 日上限)	600 円／月	児童手当 準拠



(改正後：子ども医療費支給制度)

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
3 歳未満	なし		
3 歳以上 就学前	500 円／日 (月 7 日上限)	800 円／月	児童手当 準拠
小学生 (対象年齢 拡大)	500 円／日 (月 7 日上 限)	1,200 円／月	児童手当 準拠

※薬局での自己負担はこれまでどおりありません。

※市町村ごとに、対象年齢や自己負担が異なります。

・子ども医療費支給制度への改正に伴い、重度障害者医療費支給制度も改正されます。

【制度の改正内容】（平成 28 年 10 月～）

（現行制度）

	自己負担		所得 制限
	入院	通院	
3 歳以上 就学前	原則 乳幼児医療適用		
小学生	〈一般〉 500 円／日 (月 20 日上限)	500 円 ／月	特別障害 者手当 準拠
中学生 以上	〈低所得〉 300 円／日 (月 20 日上限) ※低所得：市町村 民税非課税世帯		



（改正後）

自己負担		所得 制限
入院	通院	
〈一般〉 500 円／日(月 7 日上限) 〈低所得〉 300 円／日(月 7 日上限) ※低所得：市町村民税非課税世帯	500 円 ／月	児童手当 準拠
〈一般〉 500 円／日(月 20 日上限) 〈低所得〉 300 円／日(月 20 日上限) ※低所得：市町村民税非課税世帯		特別障害者 手当準拠

※子ども医療と同様、市町村ごとに制度の内容が異なります。

公印省略

27児第 2457 号

平成28年3月23日

公益社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県福祉労働部児童家庭課長

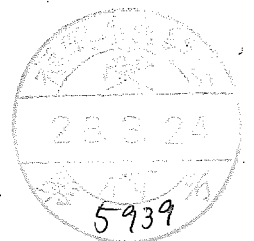
福岡県乳幼児医療費支給制度の改正について

日頃より、本県福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県におきましては、乳幼児医療費支給制度を少子化対策の重要な柱と位置付け、平成28年10月より、対象年齢の拡大等の制度の見直しを行うこととしております。

つきましては、別添の資料を作成しましたので、参考として送付させていただきます。

なお、本県の制度改正に伴い、多くの市町村で10月までに制度の拡充が行われる予定となっております。今後、各市町村の制度が改正され次第、とりまとめの上、あらためて情報提供させていただきます。



福岡県子ども医療費支給制度について

福岡県では、県内の市町村に補助している乳幼児医療費支給制度を改正し、平成 28 年 10 月から、子ども医療費支給制度として助成対象年齢を小学 6 年生まで引き上げます（自己負担額の見直しも行います）。

子どもの医療費助成制度は、各市町村で助成内容が異なりますが、今回の県制度の改正に伴い、今後、多くの市町村で 10 月までに制度が拡充される予定となっていますので、各市町村の制度に留意していただきますようお願いいたします。

県制度の改正内容 H28.10～

【対象年齢】 「就学前まで」→「小学 6 年生まで」に引上げ

【自己負担】 通院自己負担 3 歳以上就学前：600 円/月 → 800 円/月に変更
小学生：1,200 円/月

※薬局での自己負担はこれまで通りありません。

(現行制度) 乳幼児医療費支給制度

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
3 歳未満	なし		
3 歳以上 就学前	500 円/日 (月 7 日上限)	600 円/月	児童手当 準拠

(改正後) 子ども医療費支給制度

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
3 歳未満	なし		
3 歳以上 就学前	500 円/日 (月 7 日上限)	800 円/月	児童手当 準拠
小学生 (対象年齢拡大)	500 円/日 (月 7 日上限)	1,200 円/月	児童手当 準拠

※ 太字ゴシックの部分が今回の見直しに係る部分

※市町村ごとに、対象年齢や自己負担が異なります

○子ども医療費支給制度への改正に伴い、重度障害者医療費支給制度も改正されます。

子ども医療費助成との均衡を図る観点から、以下の点が変更となります。

＜県制度の改正内容＞H28.10～

- これまで、3 歳～就学前については乳幼児医療を適用していましたが、重度障害児の通院費用の負担緩和のため重度障害者医療の適用も可能となります（各市町村の制度内容により適用範囲が変わります）。
- 3 歳～小学生の入院自己負担額の上限が変わります（子ども医療に合わせるもの）。
- 3 歳～小学生の所得制限について、子ども医療と同様に児童手当準拠となります。

※中学生以上については、これまで通り特別障害者手当準拠です

(現行制度)

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
3 歳以上 就学前	原則 乳幼児医療適用		
小学生	<一般> 500 円/日 (月 20 日上限) <低所得> 300 円/日 (月 20 日上限) ※低所得：市町村民税非課税世帯	500 円/月	児童手当 準拠
中学生 以上			特別障害者 手当準拠

(改正後)

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
<一般> 500 円/日 (月 7 日上限) <低所得> 300 円/日 (月 7 日上限) ※低所得：市町村民税非課税世帯		500 円/月	児童手当 準拠
<一般> 500 円/日 (月 20 日上限) <低所得> 300 円/日 (月 20 日上限) ※低所得：市町村民税非課税世帯			特別障害者 手当準拠

※ 太字ゴシックの部分が今回の見直しに係る部分

※子ども医療と同様、市町村ごとに制度の内容が異なります